

住宅宿泊管理者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 2 通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙 1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、【別紙 1】記 1 (2) の旅館業法第 6 条に基づく宿泊者名簿は、住宅宿泊事業法第 8 条により備え付けが求められる宿泊者名簿とする。また、【別紙 1】記 1 (6) の記載があるが、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第 5 条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知 (参考資料) がされているため、1. の対応を行った場合、その対応内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にも厚生労働省の通知の内容について周知をすること。
4. 日本政府観光局 (JNTO) では、365 日 24 時間多言語 (日、英、中、韓) で対応可能なコールセンター (Japan Visitor Hotline) を設置しており、JNTO コールセンターの連絡先等を記した、新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー (英、中、韓、3か国語) 【別紙 2】について、訪日旅行客の緊急時対応に活用すること。

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

近畿地方整備局 建政部

建設産業第二課 住宅宿泊管理業係

TEL 06-6942-1141 (内線 6662)

参考資料

事務連絡
令和2年2月5日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中

観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について

厚生労働省より都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛に「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬生活衛生局生活衛生課長通知）が通知されているところです。

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応についても、当該通知の内容と同様の対応を取ることが望ましい（※）と考えるため、貴管内の住宅宿泊事業者に対し、当該通知の内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅については、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。